

江戸川区広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）の広告媒体（区が所有する資産のうち、広告を掲載することが適当と江戸川区長（以下「区長」という。）が認めたものをいう。以下同じ。）への民間企業等の広告の掲載に関して必要な事項を定め、もって区が有する広告媒体を有効に活用し、及び新たな財源を確保し、区民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、原則として掲載しない。

- (1) 広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治上その他の主義主張を表明し、推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 宗教活動に関わるもの
- (7) 単に人の名称を周知するにすぎないもの
- (8) 広告内容が区の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (9) 法令、条例、この要綱等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの

2 前項に規定するもののほか、広告の内容について、区長が不相当と認めたものについては、掲載しない。

(広告審査の基本的な考え方)

第3条 区は、広告を審査するに当たり、広告媒体の性質に応じて、法令、条例、この要綱等の規定、江戸川区民への影響、公共性、公益性、社会通念及び社会経済状況に十分配慮するものとする。

2 区は、広告内容の適否その他広告の掲載について疑義が生じた場合は、委員会を開くことができる。

3 前項の委員会については、別に定める。

(広告掲載の媒体等)

第4条 広告の掲載に際し、広告媒体を主管する課長（以下「主管課長」という。）は、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

- (1) 広告の掲載を行う広告媒体の名称
- (2) 広告の掲載位置及び規格
- (3) 広告の掲載期間
- (4) 広告の募集方法及び申請方法

- (5) 広告の選定基準及び選定方法
- (6) 広告の掲載料及び納入方法
- (7) その他広告の掲載に関して必要な事項
(掲載料の納入)

第5条 広告を掲載することが決定された者（以下「広告主」という。）は、主管課長が別に定める掲載料を、区が指定する期日までに一括して納入するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(掲載料の返還)

第6条 既に納付した掲載料は、還付しない。ただし、区長が広告主の責によらないと認めるときは、掲載料の一部又は全部を還付することができるものとする。
(広告主の責任等)

第7条 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。
2 広告に係る費用は、広告主が負担するものとする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
(広告掲載の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
(1) 法令、条例、この要綱等の規定に反したとき。
(2) 広告主が、区が指定する期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき。
(3) 広告主が、社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
(4) 広告の掲載の決定後に、当該広告が第2条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。
(5) その他区長が必要と認めるとき。

(委任)
第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月5日（以下「施行日」という。）から施行する。
(江戸川区くらしの便利帳広告掲載取扱要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 江戸川区くらしの便利帳広告掲載取扱要綱（平成13年12月27日施行）
 - (2) 江戸川区ホームページ広告掲載取扱要綱（平成21年3月1日施行）
 - (3) 広報えどがわ広告掲載取扱要綱（平成25年2月20日施行）
 - (4) 江戸川区福祉部介護保険課広告掲載取扱要綱（平成25年11月29日施行）(経過措置)
- 3 施行日前に、前項の規定による廃止前の要綱の規定により既に広告の掲載

が決定されているものについては、なお従前の例による。